

生活福祉資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
福祉資金(福祉費)	4,115	33.4	5,066	39.3	4,782	31.3	4,387	24.7	4,359	22.1	4,404	19.7	4,086	18.3	3,996	16.0
福祉資金(緊急小口資金)	15,590	13.3	21,376	18.6	81,597	106.7	11,101	8.5	9,253	7.0	8,837	6.6	8,730	6.5	19,997	21.8
教育支援資金	13,139	93.0	14,287	99.7	14,047	94.0	14,113	94.8	14,215	90.1	14,775	95.1	14,621	93.1	14,504	107.2
総合支援資金(H21.10～)	26,353	178.7	41,344	262.2	18,320	103.2	9,920	51.1	4,656	18.5	3,133	11.5	2,057	6.7	1,122	3.5
離職者支援資金(~H21.9)	1,960	24.1														
不動産担保型生活資金	371	36.7	358	36.5	321	29.6	368	32.6	320	30.0	332	34.6	288	27.8	303	29.6
計	61,528	379.2	82,431	456.3	119,067	364.8	39,889	211.8	32,803	167.8	31,481	167.5	29,782	152.4	39,922	178.1

※福祉資金及び緊急小口資金については、平成23年度は東日本大震災、平成28年度は熊本地震の被災者に対する特例措置に基づく貸付を含む。
 ・東日本大震災における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は71,010件、貸付金額は約100.0億円となっている。
 ・熊本地震における緊急小口資金に係る特例措置の貸付件数は11,711件、貸付金額は約15.8億円となっている。

臨時特例つなぎ資金貸付制度の実施状況

資金種類	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	金額(億円)														
臨時特例つなぎ資金(H21.10～)	5,240	4.9	6,933	6.5	3,239	2.9	2,182	1.9	1,100	0.9	824	0.6	534	0.3	329	0.2

※生活福祉資金と臨時特例つなぎ資金は別制度に位置付けられているため、会計が別途設けられている。

都道府県別実績(貸付決定件数・貸付決定金額)

都道府県	平成27年度		平成28年度		都道府県	平成27年度		平成28年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
01 北海道	523	348,412	535	369,714	25 滋賀県	508	311,044	506	337,427
02 青森県	243	104,403	184	93,664	26 京都府	2,195	785,760	1,970	697,472
03 岩手県	1,190	778,885	1,030	682,820	27 大阪府	3,593	2,018,274	4,021	1,850,769
04 宮城県	88	46,411	67	41,733	28 兵庫県	1,474	471,157	1,241	426,222
05 秋田県	212	108,363	179	98,879	29 奈良県	391	108,099	403	117,547
06 山形県	639	246,103	461	210,417	30 和歌山県	80	54,601	155	96,195
07 福島県	453	114,826	453	122,756	31 鳥取県	128	32,766	94	26,550
08 茨城県	113	46,416	128	81,752	32 島根県	209	91,260	196	119,323
09 栃木県	135	77,064	97	58,791	33 岡山県	62	29,840	59	55,835
10 群馬県	818	177,895	617	136,628	34 広島県	203	61,460	194	80,781
11 埼玉県	545	362,631	484	333,539	35 山口県	187	49,271	164	60,158
12 千葉県	1,983	895,276	1,949	1,000,528	36 徳島県	138	75,716	112	75,623
13 東京都	3,119	3,660,758	3,029	4,854,952	37 香川県	259	26,782	286	36,079
14 神奈川県	1,304	554,367	1,211	700,488	37 愛媛県	240	96,112	290	105,488
15 新潟県	207	66,695	165	53,283	39 高知県	133	42,057	196	43,031
16 富山県	267	42,553	277	47,854	40 福岡県	2,872	1,417,348	2,818	1,649,765
17 石川県	332	89,011	244	54,770	41 佐賀県	10	1,177	10	1,216
18 福井県	141	27,365	122	17,733	42 長崎県	634	476,728	511	331,102
19 山梨県	21	18,681	22	20,508	43 熊本県	102	80,749	11,831	1,689,331
20 長野県	188	60,188	178	48,149	44 大分県	727	126,548	691	119,247
21 岐阜県	412	72,422	283	41,844	45 宮崎県	196	60,709	228	67,655
22 静岡県	596	162,169	544	175,902	46 鹿児島県	292	110,190	322	119,378
23 愛知県	293	260,490	314	162,233	47 沖縄県	811	270,640	622	214,894
24 三重県	516	118,268	429	86,767	合計	29,782	15,237,940	39,922	17,816,792

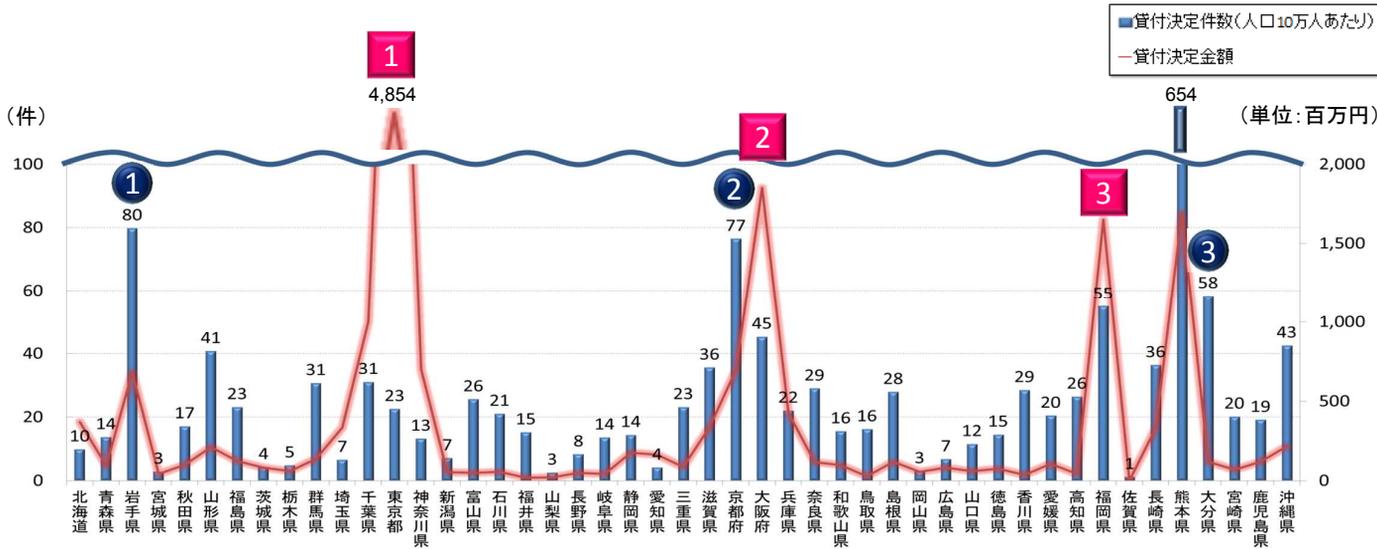
平成28年度 都道府県別実績(貸付決定件数・貸付決定金額)

貸付決定件数(全貸付種類の合計、人口10万人あたり)

○貸付決定件数(全貸付種類の合計)について、人口10万人あたりの貸付決定件数は、岩手県、京都府、大分県の順に多くなっている。
(※熊本県については、熊本地震に伴う特例貸付の影響により、平成28年度の貸付実績が大きくなっている。)

貸付決定金額(全貸付種類の合計金額)

○貸付決定金額(全貸付種類の合計)については、東京都、大阪府、福岡県の順に多くなっている。
(※熊本県については、熊本地震に伴う特例貸付の影響により、平成28年度の貸付実績が大きくなっている。)



生活福祉資金貸付事業の平成30年度における補助基準額(案)

1. 基本的な考え方

○事務費の算出については、事業実績(「貸付件数」と「償還件数」)に応じた補助基準を設定し、各都道府県における適正な事務費の配分とする。
なお、補助基準額を超過する場合の経過措置基準額は据え置くこととする。

2. 補助基準額(案)

都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額とする。		補助基準額(案)
	基本事業費	1千万円
	貸付件数 1件当たり事業費	2万6千円
	償還件数 1件当たり事業費	2万6千円

※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額の1/2が国庫補助額となる。

※ 貸付件数、償還件数の実績は、「生活福祉資金貸付事業の実施状況等調」報告に基づく平成28年度実績、または平成29年度見込みにより算定。

3. 経過措置

上記2で算出した補助基準額で事業を実施できない場合は、平成29年度に経過措置を適用していた自治体に限り、経過措置として以下の①または②のいずれか高い方の額が国庫補助額となるよう基準額を設定して差し支えない。

① 平成27年度経過措置額(平成27年度基準額と平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活福祉資金貸付事業費(国庫補助1/2分)の交付決定額を比較して、1割以上の減額となる場合は、平成26年度の交付決定額の9割の額)と上記2で算出した基準を比較して、1割以上の減額となる場合は、平成27年度経過措置額の9割の額

② 平成27年度経過措置額(平成27年度基準額と平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金における貸付事業費(国庫補助1/2分と定額分の合計額)の交付決定額を比較して、3割以上の減額となる場合は、平成26年度の交付決定額の7割5分の額)と上記2で算出した基準を比較して、3割以上の減額となる場合は、平成27年度経過措置額の7割5分の額

※ 上記の基準は、平成30年度における基準であり、平成31年度以降は、事業の運営状況の分析を行った上で再度検討を行う予定。

市区町村社協の体制整備等に係る平成30年度における対応(案)

1. 基本的な考え方

- 市区町村社協の体制整備に係る事務費については、基金廃止の経過措置として実施している貸付原資の取り崩しを、平成30年度においても継続する。
- 原資の取崩しに当たっては、以下の基準を設定する。なお、取崩し基準額によりがたい場合の個別協議は実施しない。

2. 取崩し基準(案)

- 貸付原資の取崩の上限額は償還金収入実績の3割までとし、各都道府県における平成26年度の基金事業の執行実績の1/2と償還指導等に要する経費(定額分)の平成26年度の実績をあわせた額を目安とする。

※ 取崩額については、国に報告することとする。

※ 償還金収入の実績は、平成28年度実績、または平成29年度見込みにより算定。

※ 上記の基準は、平成30年度における基準であり、平成31年度以降の取り扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県・市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力(成果)をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていく予定。

■ 都道府県別のホームレスの数

都道府県名	平成29年調査				28年調査	29-28 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			27年調査	26年調査	25年調査
北海道	40	2	2	44	35	9	50	59	45
青森県	0	0	0	0	0	0	0	1	2
岩手県	1	0	0	1	2	▲1	3	2	3
宮城県	83	10	6	99	104	▲5	117	122	107
秋田県	0	0	0	0	0	0	2	2	7
山形県	0	0	0	0	2	▲2	1	1	4
福島県	17	1	0	18	20	▲2	19	14	16
茨城県	23	3	1	27	36	▲9	25	37	40
栃木県	22	0	0	22	30	▲8	33	35	34
群馬県	22	3	0	25	38	▲13	33	44	44
埼玉県	181	4	11	196	218	▲22	265	301	340
千葉県	185	9	17	211	245	▲34	245	285	316
東京都	1,359	38	0	1,397	1,473	▲76	1,498	1,768	2,006
神奈川県	1,008	31	22	1,061	1,117	▲56	1,204	1,324	1,395
新潟県	6	1	0	7	9	▲2	10	11	6
富山県	2	0	0	2	7	▲5	8	11	14
石川県	4	0	0	4	7	▲3	2	6	8
福井県	2	0	0	2	3	▲1	3	2	3
山梨県	3	0	0	3	5	▲2	7	13	16
長野県	2	0	0	2	4	▲2	2	5	5
岐阜県	7	1	0	8	10	▲2	16	22	20
静岡県	60	5	27	92	108	▲16	114	133	160
愛知県	210	8	53	271	315	▲44	367	380	439
三重県	16	1	5	22	21	1	18	28	32
滋賀県	1	0	0	1	2	▲1	2	4	5
京都府	69	16	4	89	109	▲20	96	121	157
大阪府	1,277	26	0	1,303	1,611	▲308	1,657	1,864	2,094
兵庫県	115	6	5	126	151	▲25	175	214	215
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	1
和歌山県	14	0	0	14	12	2	14	14	17
鳥取県	6	0	0	6	5	1	2	3	2
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	10	0	0	10	15	▲5	8	16	18
広島県	46	7	0	53	52	1	41	65	69
山口県	2	0	3	5	3	2	4	4	4
徳島県	2	1	0	3	3	0	7	4	7
香川県	3	0	0	3	5	▲2	8	8	10
愛媛県	9	0	0	9	15	▲6	18	23	25
高知県	3	0	0	3	6	▲3	5	3	4
福岡県	243	15	12	270	300	▲30	294	369	354
佐賀県	6	0	0	6	9	▲3	9	9	14
長崎県	2	0	0	2	4	▲2	4	5	6
熊本県	20	3	0	23	24	▲1	29	36	40
大分県	12	0	0	12	10	2	9	14	13
宮崎県	2	0	1	3	3	0	3	4	4
鹿児島県	15	0	0	15	20	▲5	20	41	42
沖縄県	58	5	1	64	67	▲3	94	81	102
合計	5,168	196	170	5,534	6,235	▲701	6,541	7,508	8,265

消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

株式会社と生協の違い

生協

- ・店舗、宅配、共済などの事業
- ・社会的、公共的活動

出資
運営
利用



組合員1人が1票の議決権等

出資が多くても少なくても平等である。

株式会社



大株主

・持株数が影響
・高配当
・投資目的



小株主

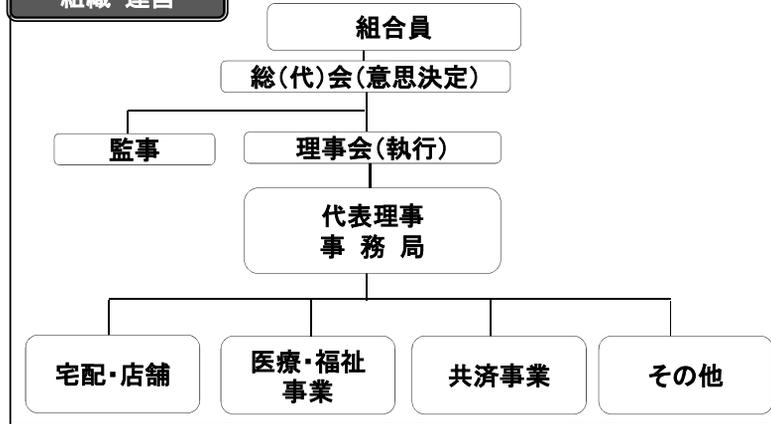
スーパーマーケット

利用



消費者
お客様

組織・運営



消費生活協同組合(生協)の概要について

事業の種類と現状

消費生活協同組合

組合数 976組合
組合員数 6,663万人(延べ)

[生協種別]

- ・地域生協 組合数 474組合
組合員数 5,822万人
※ 原則、都道府県の区域内
- ・職域生協 組合数 416組合
組合員数 841万人

[所管別]

厚生労働大臣所管 62組合
都道府県知事所管 914組合

供給・利用事業 (635組合)

- 共同購入
- 店舗供給 等
- 食堂・喫茶 等

共済事業 (110組合)

〈兼業規制〉
共済事業を行う一定規模以上の生協は、契約者保護の観点から、他の事業を兼務できない。

- 生命共済
- 火災共済
- 自動車共済 等

医療事業 (125組合)

病院・診療所

福祉事業 (191組合)

介護・障害者福祉

協
同
組
合

農業協同組合

漁業協同組合

中小企業協同組合 等

※ 組合員数49組合員数は平成28年度消費生活協同組合実態調査による

平成30年度予算案の概要

社会・援護局地域福祉課

事 項	平成29年度 予 算 額 千円	平成30年度 予 算 案 千円	差 引 増 △ 減 額 千円	備 考
1 「地域共生社会」の実現に向けた 地域づくり ○包括的な支援体制の構築	2,000,000	2,569,402	569,402	○ 住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりを推進するため、自治体の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。併せて、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を強化する。
2 生活困窮者自立支援制度の着実な推進 (<必須事業> ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 (・被保護者就労支援事業(保護課所管)) <任意事業> ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計相談支援事業 ・子どもの学習支援事業 ・その他事業 (・被保護者就労準備支援事業(保護課所管)))				○ 生活困窮者自立支援法に係る必須事業及び任意事業について、その実施に必要な額を確保するとともに、以下の事業について要求する。 【新規・拡充事項】 ・子どもの学習支援事業の推進 47億円 生活困窮世帯の子どもを支援するため、高校を中退した人、中学卒業後進 学 していない人などを含めた「高校生世代」への就職・再就学・進学など進路選 択 の基礎づくりのための支援を充実するとともに、学齢期における早期支援や 親 への養育支援を通じた家庭全体への支援を行う観点から、小学生がいる世 帯 への巡回支援等を実施するなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。 ・就労準備支援・ひきこもり支援の充実 13億円 ひきこもりの人など複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困 窮 者等に対し、就労準備支援事業において、訪問支援(アウトリーチ)等による早 期 からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、就労支援の広域実施 の 推進等により就労・社会参加の促進を図る。 あわせて、ひきこもり地域支援センターが行うバックアップ機能の推進を図 り、 ひきこもり支援の充実を図る。
3 地域福祉関連事業 (1)寄り添い型相談支援事業				
(2)全国社会福祉協議会活動の推進	178,185	178,185	0	
4 地方改善事業関係	4,028,734	4,039,256	10,522	○ 統一単価の増
(1)地方改善事業費	3,578,988	3,589,510	10,522	
(2)地方改善施設整備費	449,746	449,746	0	
5 東日本大震災や熊本地震からの 復旧・復興に向けた支援	751,871	751,871	0	
(1)東日本大震災の被災者に対する見守り・ 相談支援等の推進				
(2)熊本地震の被災者に対する見守り・ 相談支援等の推進	751,871	751,871	0	
6 その他(本省費等)	136,028	168,750	32,722	○ 主な経費 ・生活困窮者自立支援制度を担う人材養成経費 59,904千円 ・生活困窮者自立支援統計システムの保守・運用経費 9,979千円 ・ホームレスの実態に関する全国調査関係経費 19,951千円 ・成年後見制度利用促進関係会議費 32,095千円
合 計	7,094,818	7,707,464	612,646	

※内数表記のものは、合計には含めていない。